

山添村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱

（令和4年9月8日）
山添村告示第85号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号の規定に基づく山添村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（やまぞえ未来創生推進事業）に対する法人からの寄附金に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附活用事業 法第5条第15項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づき実施する山添村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 村内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附活用事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

（寄附金の使途）

第3条 この要綱に基づき寄附された寄附金は、内閣府に地域再生計画として認定された寄附活用事業に充てるものとする。

2 寄附対象法人は、自らの寄附金を寄附活用事業のいずれに充てるかを予め指定することができるものとする。

（寄附金の申出）

第4条 寄附金の申出をしようとする寄附対象法人は、山添村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書（様式第1号）により、次のいずれかの納付方法を指定の上、寄附を申し出るものとする。

- (1) 村が発行する納付書による納付
- (2) 村長が指定する口座への振込みによる納付
- (3) その他村長が認める方法

（寄附金の受領等）

第5条 村長は、寄附活用事業の実施に要する費用の範囲内で寄附金を受領するとともに、その寄附をした寄附対象法人に対し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項の規定により、当該寄附の額及びその受領年月日を証する書面として山添村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附受領証（様式第2号）を交付するものとする。

2 村長は、寄附対象法人に対し、次に掲げるいずれかの方法により、山添村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業費確定（変更）通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- (1) 寄附金を受領したときにおいて、既に当該年度における寄附活用事業の事業費が確定している場合は、前項に定める受領証の発行と同日付けで交付する。
- (2) 寄附金を受領したときにおいて、当該年度における寄附活用事業の事業費が確定していない場合においては、当該事業費が確定した後速やかに交付する。
- (3) 前各号における交付を完了した以後において、寄附金を充当する寄附活用事業の事業費を変更したときは、変更後速やかに交付する。

（寄附金台帳の作成）

第6条 村長は、寄附金の適切な管理を図るため、山添村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金台帳（様式第4号）を作成しなければならない。

（寄附金の返還等）

第7条 村長は、寄附対象法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の申出を拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

- (1) この要綱の趣旨に反するとき。
- (2) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員であると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (4) その他村長が拒否又は返還をすることが適当と認めるとき。

（公表）

第8条 村長は、寄附をした寄附対象法人の名称、寄附金額、当該寄附を充当した事業の進捗状況等について、村のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。ただし、寄附をした寄附対象法人の了承が得られないときは、この限りでない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。